

教科書は誰のものか

—「生徒用図書」か「文部科学省用図書」か—

布施 優英

1. はじめに

＜教科書とは生徒に向けて作成された図書である。＞

これは、文部科学省が提示する＜教科書像＞である。

教科書は、教育現場において重要な位置を占める。そのため、教科書を対象とした研究は非常に多い。さらに、国家による教科書検定を含んだ教科書制度がさまざまな形で議論を引き起こしてきた。これらの先行教科書研究においても、大方の研究が＜教科書とは生徒に向けて作成された図書である＞という＜教科書像＞を前提としている。

ところが、実際に教科書作成の過程を見直してみると、私は＜教科書とは生徒に向けて作成された図書である＞という＜教科書像＞に疑問を抱くようになった。教科書作成の過程を、ウンベルト・エーコのコミュニケーション理論^{*1}を応用して、教科書の著者から生徒への情報の伝達によって成立するコミュニケーション・プロセスとしてとらえると、必ずしも情報の送信者である教科書の著者から、情報の受信者である生徒へのコミュニケーション・プロセスが成立していないことが明らかになる。

はたして、教科書とは本当に生徒に向けて作成されているのだろうか？

本稿は、先行教科書研究を見直し、さらに先行教科書研究が見落としてきた＜教科書像＞を明らかにする試みである。そこから、表面的には現われない隠れた教科書制度のメカニズムをさぐってみたい。

2. 文部科学省が定義する教科書

日本の学校教育制度は文部科学省によって管轄されており、教科書に関わる事柄は学校教育制度の一部、いわゆる「教科書制度」として規定されている。^{*2} 法的な意味での「教科書制度」とは、「小・中・高等学校およびそれらに準ずる学校において、使用される教科書の検定、採択、発行、供給等を含む教科書に関する枠組みないし社会的諸関係の体系」^{*3}と定義される。

さらに文部科学省は「教科書制度」の中で、教科書を以下のように定義している。現在の学校教育制度における教科書(正式には教科用図書、以下教科書)とは、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教科課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童または生徒用図書」^{*4}であるとする。

ただし、「教科課程の構成に応じて組織配列された生徒用図書」は、その条件さえみたしていればどんなものでもよいというわけではない。教科書は、民間の発行社によって作成されるのであるが、文部科学省は、「生徒用図書」を作成する民間の発行社に、生徒達が全国のどこで教育を受けても同じ水準の教育を受けられるようにすることを目的として、「國家が定めた教育課程の基準」^{*5}として「学習指導要領」を提示する。さらに、学校教育法第21条において、民間の発行社によって作成された「生徒用図書」を文部科学省による教科書検定によって審査することを定め、検定を経たもの、あるいは文部科学省が著作の名義を有するものを正式に「教科書」と呼ぶ。

さらに、学校教育法第21条^{*6}の「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」という条項を「中学校に準用する」^{*7}ことによって、教科書は「教科の主たる教材」として位置づけられる。

文部科学省の定義する教科書とは、全国での教育水準を保つために、つまり、生徒が全国どこでも同じ水準の教育を受けられるようにするこ

とを目的として、教育課程の基準としての「学習指導要領」に基づいて作成され、教育現場で使用されることが義務づけられた「生徒用図書」であると言うことができる。^{*8} 文部科学省は、「生徒用図書」という言葉を用いることによって、生徒を教科書の読者として想定し、<教科書とは生徒に向けて作成された図書である>と定義するのである。

3. 先行教科書研究が定義する教科書

教科書制度は、国家が教育を統制するべきかどうかという問題をはらんでいるために、今までにさまざまな形で議論の俎上に載せられ、多くの教科書研究が生み出されてきた。

日本における教科書研究は、教科書の変遷をめぐる教育史の領域から始まった。^{*9} 当初は事実としての資料の収集が主な研究方法であった。この分野についての研究の進展は、教科書に関してのさまざまな問題をあぶり出すことによって、教科書のどの側面に焦点を当てて問題提起をするのかという教科書研究における視点の多様化を促すことになった。^{*10}

ところが、先行教科書研究を追っていくと、さまざまな視点からの問題提起があるにも関わらず、その多くは文部科学省による教科書の定義、<教科書は生徒に向けて作成された図書である>ことを前提としていることが分かった。つまり、先行教科書研究の多くは、文部科学省の提示する生徒に向けて作成された「生徒用図書」としての<教科書像>を受け入れ、その上で<よりよい教科書>、つまり、読者である生徒にとってより有効な教科書を目指す議論に向かうのだ。^{*11}

ここで、先行教科書研究における<教科書像>の問題点を明確にするために、先行教科書研究が教科書をどのように定義してきたのかを概観しておきたい。

『新版 現代学校教育大事典』によると、教科書研究とは「わが国および諸外国の初等・中等教育の教科書に関する理論的及び実践的な研究」^{*12} とされる。さらに、『新版 現代学校教育大事典』では、教科書研究を以下の四項に大別して概観する。

- ① 教科書の原理的研究とその上に立った教科書の在り方に関する教育科学的研究
- ② 教科書の変遷に関する歴史的研究
- ③ 教育課程の基準と教科書の関連等を含む教科書諸制度の調査研究
- ④ 内外の教科書内容・体様・使用の実態に関する調査研究^{*13}

私は、この分類方法には再考の余地があると考える。というのも、教科書のどの部分に焦点を当てて分析するのかという研究分野の問題と、どのようなアプローチ方法を用いて分析を進めるのかという研究方法の問題とが混同されているからである。例えば、教科書の在り方について問う①の研究の中には、教科書の歴史変遷における教科書の原理的な在り方を検討する教育領域の問題と、諸外国の教科書の原理的な在り方と比較する研究方法の問題が含まれる。つまり、研究分野の問題と研究方法の問題がともに①の中に含まれているのである。

また、①の中の教科書の歴史変遷における教科書の原理的在り方を検討する教育領域の問題と、②の教科書の変遷に関する歴史的研究は重なる部分が大きい。①の中の諸外国の教科書の原理的在り方と比較する研究方法の問題と、④の内外の教科書内容・体様・使用の実態に関する調査研究も重なる部分が大きいのである。

以上の分類上の問題点を考慮し、私は先行教科書研究を以下の三つに大別して概観したい。私は、教科書のどの部分に焦点を当てて分析するのかによって三つに大別した。さらにそれぞれのアプローチ方法によって整理する。

- ① 教科書諸制度批判研究
- ② 教科書内容批判研究
 - a, イデオロギー分析
 - b, その他

③ 教科書使用法研究

3-1. 教科書諸制度批判研究

先行教科書研究の一つ目として、文部科学省によって規定される教科書諸制度について焦点を当てた研究がある。具体的には、教科書を量的・質的に規制する国家や他の政治レベルでの権力の有り様を明らかにする試みである。アプローチ方法としては、日本の教科書諸制度の歴史的変遷をたどる通時的な研究方法^{*14}と、各国の教科書の作成・評価・検認定・採用・配給・無償貸与等の制度と比較する共時的な研究方法^{*15}とがある。2の節において述べた通り、日本における「教科書制度」は、教科書検定制度をはじめとして文部科学省によって厳密に規定されている。そのため、家永裁判^{*16}をきっかけとして、教科書検定問題が社会的な注目を浴び、「教科書問題」として大きくとりあげられた。これについては堀尾輝久、兼子仁らの研究があげられる。^{*17}

これらの研究は、教科書諸制度が読者としての生徒にとって＜よりよい＞教科書を実現することに対していかなる影響を及ぼすのかを批判するものである。つまり、これらの研究は＜教科書は生徒に向けて作成された図書である＞という文部科学省による＜教科書像＞を前提として、生徒への影響を検討していることが明らかである。

例えば、教科書諸制度批判研究の代表的な研究者である山住正己による教科書の定義は以下の通りである。教科書とは、文部省（現文部科学省）、つまり国が学習指導要領・検定を通して子供達の思想統制を行う図書であるとする。^{*18} 山住は、＜教科書は生徒に向けて作成された図書である＞という＜教科書像＞を前提とした上で、教科書を国が支配するということは、即、教育そのもの、教育を支える思想をも国が統制することになり、読者としての生徒への悪影響が予測されると批判する。

教科書諸制度を批判対象とする研究は、＜教科書は生徒に向けて作成された図書である＞ことを前提とし、文部科学省の提示する＜教科書像＞を超えることはない。

3-2. 教科書内容批判

二つ目として、歴史教科書問題に代表される教科書内容についての実証的な研究がある。具体的な教育実践において、どのような教科書内容がふさわしいかについての研究である。

この研究は、その研究分野をさらに二つに大別することができる。一つ目は、教科書内容の顕在的あるいは潜在的な政治性・イデオロギー性を検証するもの（a、イデオロギー分析）、もう一つは教科書内容の専門性・実用性・妥当性を検証するもの（b、その他）である。

日本の学校教育制度において、教育現場においての教科書使用が義務づけられていることから、教科書内容は教育現場において、生徒に与えられる知識の大部分を占めている。さらに教科書内容の定義と選択をめぐって、常に社会的な問題もかかわってくる。そのために、教科書内容のイデオロギー性をめぐる討論は非常に多く、社会問題として論じられることもしばしばある。^{*19} とりわけ、社会科教科書問題が数多くの議論を引き起こし、アジア間における国際問題へと発展していることは記憶に新しい。

イデオロギー分析研究においては、代表的な研究者である中村敬によると、「教科書に「どのような内容（題材）を提示するかは、教科書作成者がどのようなイデオロギーを教科書に盛り込もうとしているのか」という問題と質的に同じである。」^{*20} とする考えを背景としている。その上で「日本の義務教育において教科書の占める位置は、一般書が読者の自由な選択に任せられているのとは違って、検定制度に支えられて強制的に学習者に与えられているものである。学習者には選択権は基本的に存在しないのである。このような状況におかれた教科書がどのようなイデオロギーによって支えられているかは、決して小さな問題ではない。」^{*21} と批判する。中村の研究の例で明らかのように、この研究も、＜教科書は生徒に向けて作成された図書である＞ことを前提とし、その上で教科書内容に潜むイデオロギーは、読者である生徒たちに大きな影響を与えると批判しているのである。

二つ目の教科書内容の専門性・実用性・妥当性の検証については、教科書内容がいわゆる「生きた内容」、「使える内容」であるかどうか、教材としてふさわしいかどうかの観点から検証が行われる。この研究も、a、イデオロギー分析と同様に、<教科書は生徒に向けて作成された図書である>ことを前提として、教科書内容が読者である生徒にとってふさわしいものであるかどうかを検討している。

教科書内容批判研究の延長として、教科書の存在そのものを否定する説がある。これについての研究の多くは、ドイツの思想家ルドルフ・シュタイナーの教育学に基づいている。シュタイナーは教科書が生徒に対してひとつつの「枠」を与えるものであるとし、教科書使用によって自由な発想が押さえ込まれてしまうと考える。^{*22} 教科書は文部科学省による「学習指導要領」や検定によって生徒の思想を統一、あるいはひとつの枠に束縛するという前提に立ち、シュタイナー教育を取り上げることによって、教科書の存在に疑問を投げかけるのである。この研究もまた、<教科書は生徒に向けて作成された図書である>ことを前提として、教科書が読者である生徒に与える影響を指摘し、その結果として教科書の存在そのものを否定するのである。^{*23}

以上のように、教科書内容批判研究においては、文部科学省による<教科書像>、<教科書は生徒に向けて作成された図書である>ことを前提として教科書内容を批判することによって、読者である生徒にとって<よりよい>教科書を目指すことを目標としている。

3-3. 教科書使用法研究

三つ目の教科書使用法研究とは、教科書が実際に教育現場においてどのように使用されているのかの実態調査を通して、その使用法を批判検討する教材研究である。先に述べた二つの研究は、現場の状況と乖離した机上の空論であるという現場の教師の声に答え、実際に教科書をどのように使って指導を行うべきかを提示する。^{*24} この研究は、文部科学省による教科書を受け入れた上で、教科書がどのように読者である生徒の

ために使用されているのかを批判している。つまり、この研究もまた「教科書は生徒に向けて作成された図書である」という文部科学省による「教科書像」を受け入れているのである。

3-4. 先行教科書研究の問題点

以上のように、先行教科書研究を概観すると、ひとつの共通点が浮かび上がってくる。いずれの研究においても、「教科書は生徒に向けて作成された図書である」という「教科書像」を前提としていることである。さらに、それぞれの研究は、生徒にとって「よりよい」教科書を目指しているのだが、この目標も教科書内容が生徒に向けて作成されているがゆえに、読者としての生徒に有効な影響を与えるという考えに基づいている。^{*25}

一つ目の教科書諸制度批判研究は、生徒に向けて作成された教科書内容が生徒に大きな影響力を及ぼすということを前提とすることによって、その内容決定に国が関与することの危険性を指摘し批判する。二つ目の教科書内容批判研究においても同様に、教科書内容が生徒に与える影響力の有効性を念頭に、内容のイデオロギー性、あるいは教育知識の専門性・実用性・妥当性について指摘批判する。三つ目の教科書使用法批判においては、文部科学省による教科書を受け入れた上で、その使用法を検討する。

私は、教科書作成の過程を見直した結果、また実際に中学校教育現場を見学した経験から、先行教科書研究の「教科書像」に対して疑問を抱く。従来の先行教科書研究の多くは、文部科学省の提示する「生徒に向けて作成された図書」という「教科書像」の枠組みを超えていない。

教科書とは本当に文部科学省が定義するように「生徒に向けて作成された図書」であるのだろうか。

佐々木賢は、定時制高校の生徒達を例にあげながら、教育現場から重要な指摘をする。

教科書は誰のものか

考えてみると、教科書を前にして、まじめ派もふまじめ派も、次点では共通している。「私にとってこれがどういう意味を持ついるのか」ということが解らないでいること。それに、自分の意志でこれを選んだのではないということ。^{*26}

そして教科書を使用して授業を行う教師は心の中でこうつぶやく。

もし、こういう質問（「この教科書は私にとってどういう意味があるのですか」筆者註）が出た場合、教師は戸惑うに違いない。一応は、教科書の性格を説明し、何故この教科書が選ばれたのかを説き、ここに書かれている内容が君たちにとってどうして必要なのかを述べることはできるだろう。しかし、ほんねは「この教科書をやることになっているから、やるのだ」というところにある。^{*27}

教科書とは本当に＜生徒に向けて作成された図書＞なのだろうか。教科書作成の過程を改めて見直してみると、＜生徒に向けて作成された図書＞ではない＜教科書像＞が浮かび上がってくる。次稿から、先行教科書研究が見落としてきた＜教科書像＞を明らかにし、表面的には現われない隠れた＜教科書像＞をさぐっていきたい。

4. 教科書はどのように作成され、生徒の元に届けられるのか

文部科学省の言う「生徒用図書」は、具体的にどのように作成され、どのような過程を経て「教科書」として中学校教育現場で生徒たちに使用されるようになるのだろうか。ここでは、「生徒用図書」が「教科書」として生徒の手元に届けられるまでの過程を概観することによって、その過程で浮かびあがってくる新たなく教科書像にせまってみたい。

4－1. 「生徒用図書」の作成と「学習指導要領」

教科書はどのように作成されるのだろうか。

前述の通り、教科書は「生徒用図書」として民間の発行社によって作成される。各教科書発行社は、編集方法に関してそれぞれ独自の方針・特色を打ち出しているが、文部科大臣によって認められる以前の「教科書」候補としての「生徒用図書」を編集するにあたって、2で述べた通り、文部科学省から提示されている「学習指導要領」を指針とすることを要求されている。

「学習指導要領」とは、「国が定めた教育課程の基準」^{*28}であり、「各学校における教育課程の編成および実施にあたって基準として従わなければならぬもの」^{*29}とされる。「学習指導要領」の「教育課程編成の一般方針」^{*30}によると、「学習指導要領」において示される「国が定めた教育課程の基準」は、「生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等を十分に考慮して」^{*31}編成される。また「学習指導要領」は「全国どこで教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするためのカリキュラムを編成する基準＝スタンダード」^{*32}として位置づけられている。

「学習指導要領」に関するこれらの記述には矛盾が見られる。「地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等」には、当然、地域差、学校差、そして個人差が生じるはずである。その差を「十分に考慮する」ならば、具体的に言うと、各地域、各学校にあわせて、また各生徒の心身の発達段階や特性等に応じて教育課程を定めるならば、「全国どこで教育を受けても、一定の水準の教育」を達成することは不可能になる。

特に、平成14年度から実施された新学習指導要領において、「個性を生かす教育の充実」、「個性や能力等に応じた学習」、「各学校が創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくり」が強調されていることを考慮すると、「学習指導要領」における教育水準の一定化のコンセプトの矛盾がより大きくなる。^{*33}

4-2. 「学習指導要領」の意味

この矛盾は何を意味するのか。換言すれば、「生徒用図書」が、文部科学省から教育課程における「スタンダード」と位置づけられる「学習指導要領」に応じて作成されるように要求されることは何を意味するのか。

文部科学省は、「生徒用図書」が「学習指導要領」に応じて作成されることによって、「教科書」の使用を義務づけられた中学校教育制度において教育を受ける生徒は、「全国どこで教育を受けても、一定の水準の教育」^{*34} 過程内容を教科書を通じて学習できることが保障されているとする。これは民間の発行社による「生徒用図書」が、文部科学省が規定する「学習指導要領」に応じて作成されることによって、文部科学省の意図する均一な知識がつめこまれた書物となり、生徒は全国どこにおいてもその均一化された内容の「教科書」によって、文部科学省の意図した同じ内容の教育を受けることを意味する。

読者としての生徒をとりまく環境、あるいは読者としての生徒の個人差が無視され、「生徒用図書」は生徒に全国レベルで均一化された知識や情報を提供する書物としての意味を持つことになるのである。

「生徒用図書」が「学習指導要領」に基づいて作成されることは、「生徒用図書」の著者である民間の発行社が、「学習指導要領」に従って教育内容の全国的な均一化を目指す文部科学省の意図する図書を作成することになる。つまり、「生徒用図書」の著者は、教科書の使用者である生徒に向けてではなく、「学習指導要領」を提示する文部科学省に向けて「生徒用図書」を作成していることができる。

4-3. 教科書検定制度の概観

さらに、文部科学省は教科書検定制度を採用することによって、「全国どこで教育を受けても、一定の水準の教育を受けられる」^{*35} ことの保障をより強化する。

次に、民間発行社による「生徒用図書」が具体的にどのような教科書検定を通して、「教科書」として認められるのかについて概観したい。

文部科学省はあらかじめ教科書検定における審査の基準として、「義務教育諸学校教科用図書検定基準」^{*36} を定め、民間の教科書発行社に対して告示している。教科書検定の審査はこの検定基準に基づいて行われる。

検定に申請された図書は、まず文部科学省の教科書調査官による調査を受ける。専門の事項を調査する上で必要があるときは、教科用図書検定調査審議会の専門委員が調査に当たる。^{*37} しかしながら、教科書調査官として文部科学省の常勤職員である中央政府に所属する調査官が大きな役割を果たしている以上、純粋な意味での専門職的な性格は薄く、官僚制的調整の影響下にあることがわかる。

これらの調査結果は、教科書用図書検定調査審議会に報告される。審議会ではそれぞれの種目ごとに教科書調査官及び専門委員が調査した結果と委員自らが調査した結果を総合して審議が行われる。その結果「教科書」として適切か否かを判定し、これを文部科学大臣に答申する。文部科学大臣は、この答申に基づいて合否の決定を行う。合格した「生徒用図書」ははれて教育現場において「教科書」として使用される資格を与えられるのである。

4-4. 教科書検定制度の意味

「生徒用図書」が文部科学省による教科書検定を受けることは何を意味するのか。

文部科学省によると、教科書検定制度とは、「民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものをお科書として使用することを認める」^{*38} 制度である。文部科学省は教科書検定制度の必要性について次のように説明する。

小・中・高等学校の学校教育においては、国民の教育を受ける権

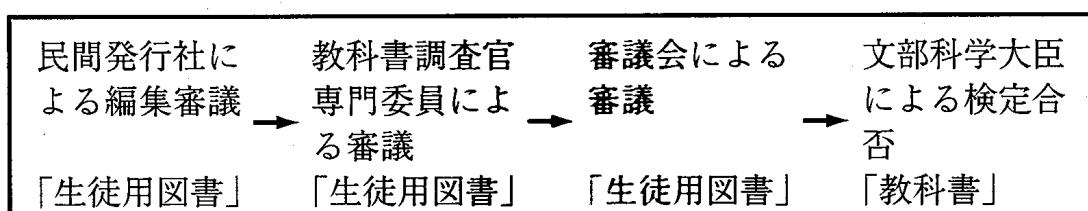
教科書は誰のものか

利を実質的に保障するため、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中立性の確保などが要請されています。文部科学省においては、このような要請にこたえるため、小・中・高等学校等の教育課程の基準として学習指導要領を定めるとともに、教科の主たる教材として重要な役割を果たしている教科書について検定を実施しています。^{*39}

文部科学省は、教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図ることを目的として、2で述べた通り、教育現場において教科書の使用を義務付ける。それだけではなく、その内容に関しても、全国的な一定水準を保つことを徹底するために、「学習指導要領」を提示するだけでなく、教科書検定制度も取り入れているのである。つまり、文部科学省にとっての「教科書」とは、文部科学省が意図する教育水準・教育の機会均等・教育内容の一定化をはかるための道具であることがわかる。「生徒用図書」の著者は、読者である生徒に向けてではなく、教科書検定制度を念頭において「生徒用図書」を作成することになるのである。

4-5. 「生徒用図書」から「教科書」へ

ここで、「生徒用図書」が「教科書」となるまでの過程を図示したい。



以上の図から明らかなように、「生徒用図書」は、「教科課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材」^{*40}として適當かどうかについて、専門的調整というよりも官僚的調整を受ける。文部科学省の規定す

る「教科書制度」とは、「学習指導要領」と教科書検定制度とが教科書の内容の均一性を要求し、学校指導法において教育現場での教科書使用を義務付けることによって、文部科学省の意図する教育水準・教育の機会均等・教育内容の一定化を図るために制度であるということができる。その制度における教科書は、使用者である生徒に向けてではなく、文部科学省の意図を実現するために、民間の発行社から文部科学省に向けて作成されるのである。

4-6. 教科書採択過程

次に、文部科学省によって認められた「教科書」が生徒の手元に届くまでを概観したい。

公立中学校では、教科書は広域採択制という採択方法をとる。私立中学校では、学校単位で採択する。

広域採択制の手続きは以下の通りである。文部科学大臣は民間の発行社から提出された教科書の目録と編集趣意書を都道府県に送付する。都道府県は「教科書選定審議会」を作り、その下に委嘱した調査員にそれらの教科書の調査をさせ、調査員からの答申を受け、これをもとにして採択地区内の市町村教育委員会に指導・助言・援助を行う。採択地区では、地区内の市町村教育委員会が集まって、「採択地区協議会」を結成し、都道府県教育委員会の指導助言と自己の調査をもとに、そこで使用する教科書を各教科一冊だけ決定する。

このシステムにおいて、官民の癒着があること、またいたん採用された出版社のものが長期的に採用され続けることは、最もよく批判される点である。^{*41} しかし、最も大きな欠点は、そこに教科書使用者である生徒の意志がまったく存在しないことにある。「教科書」は、使用者である生徒の意志が考慮されることなく、教科書採択委員会によって選ばれ、学校に送り届けられるのである。

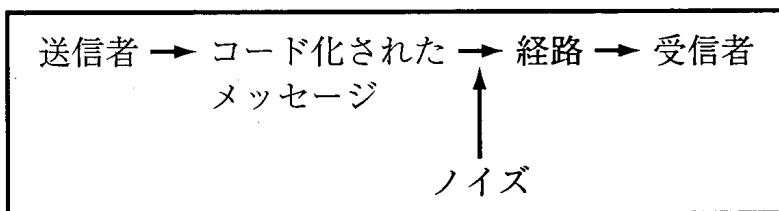
以上の通り、教科書が作成される過程を概観してみると、教科書制度そのものが読者であるはずの生徒が不在の制度であることが分かる。「教

「教科書制度」とは、きわめて官僚調整的であり、文部科学省が「教科書」を教育水準・教育の機会均等・教育内容の一定化をはかる意図を盛り込んだ道具として見ていることが明らかになるのである。

4-7. 文部科学省と先行教科書研究による〈教科書像〉

ここで、ウンベルト・エーコによるコミュニケーション理論を応用することによって、教科書が著者によって作成された「生徒用図書」から、文部科学省によって認可される「教科書」となり生徒の手元に届くまでの過程を、著者=情報の送信者、生徒=情報の受信者とするコミュニケーション・プロセスと考え、表面的には現われない教科書制度のメカニズムをより明らかにしていきたい。このコミュニケーション・プロセスがどのように成立しているのか、つまり、以上の稿において概観してきた「生徒用図書」から「教科書」へ、そしてその「教科書」が生徒の手元に届けられるまでの過程を、ウンベルト・エーコのコミュニケーション・プロセスのモデルを応用して図示してみる。

図1 エーコのコミュニケーション・プロセスモデル

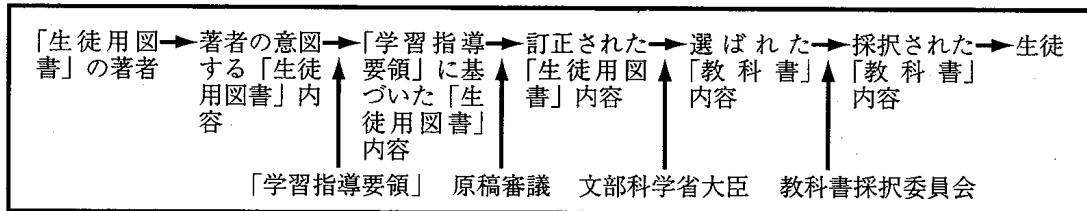


エーコのコミュニケーション・プロセスモデルにおいては、ある情報の送信者から、情報がコード化されたメッセージとして発信され、それがある経路を通って情報の受信者に受け取られることによって、あるコミュニケーションが成立すると考えられる。ある情報が、コード化されたメッセージとして送信者から受信者に到達するまでに、ノイズが介入すると、コード化されたメッセージは変形される。^{*42}

まず始めに、文部科学省と先行教科書研究が提示する〈教科書像〉の

モデルを図示してみたい。

図2 「生徒用図書」が「教科書」として生徒の手元に届くまで



「生徒用図書」の著者を送信者、「教科書」を受け取る生徒を受信者とすると、以上のように図示できる。著者が意図した内容は、「生徒用図書」というかたちでコード化されたメッセージとして発信される。受信者である生徒の元にそのメッセージが到達するまでには、いくつかのノイズが介入する。

まず第一に、文部科学省による「学習指導要領」がノイズとして介入する。その結果、著者の意図する「生徒用図書」内容は、「学習指導要領」に基づいた「生徒用図書」内容としてコード化されたメッセージとなる。

第二に、文部科学省の教科書調査官あるいは教科用図書検定調査審議会の専門委員による教科書検定の原稿審議がノイズとして介入する。その結果、「学習指導要領」に基づいた「生徒用図書」内容は、訂正された「生徒用図書」内容としてコード化されたメッセージとなる。

第三に、文部科学大臣が教科用図書検定調査審議会の答申に基づいて、「生徒用図書」が「教科書」として適切であるかどうかの合否の決定を行うというノイズが介入することによって、訂正された「生徒用図書」の内容は、選ばれた「教科書」内容としてコード化されたメッセージとなる。

最後に、教科書採択委員会が実際に生徒が使用する教科書を採択するというノイズが介入することによって、選ばれた「教科書」内容は、採択された「教科書」内容としてコード化されたメッセージとなり、受信者である生徒の元に到達するのである。

以上が表面に現われた＜教科書像＞である。

4-8. 隠れた<教科書像>

次に、先行教科書研究が見落としてきた表面的には現われない隠れた<教科書像>を図示してみたい。

まず第一に、「生徒用図書」の著者が送信者として発信した著者の意図する「生徒用図書」内容は、「学習指導要領」に基づいて作成されることによって、「学習指導要領」を作成する文部科学省に向けて発信されたものと考えることができる。この過程を図示すると以下のようになる。

図3

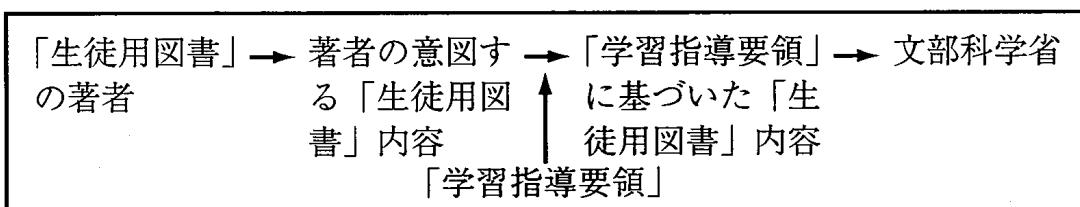


図3により、「生徒用図書」の著者は、「学習指導要領」というノイズの介入によって、著者の意図する「生徒用図書」内容というコード化されたメッセージを、「学習指導要領」に基づいた「生徒用図書」の内容として文部科学省に向けて発信していることが明らかになる。

次に、「生徒用図書」の著者が送信者として発信した「学習指導要領」に基づいた「生徒用図書」内容は、文部科学省の教科書調査官あるいは教科用図書調査審議会の専門委員による原稿審議にかけられることから、文部科学省の教科書調査官あるいは教科用図書検定調査審議会の専門委員に向けて発信されたものと考えができる。この過程を図示すると以下のようになる。

図4

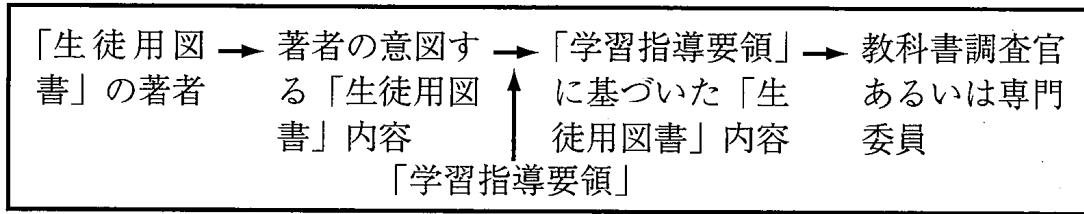


図4により、「生徒用図書」の著者は、著者の意図する「生徒用図書」内容を「学習指導要領」に基づいた「生徒用図書」内容としてコード化されたメッセージとして、教科書調査官あるいは専門委員に向けて送信していることが明らかになる。

また、「生徒用図書」の著者の発信したコード化されたメッセージ内容、「学習指導要領」に基づいた「生徒用図書」内容は、文部科学省の教科書調査官、あるいは教科用図書検定審議会の専門委員によって原稿審議され、その結果、著者によって訂正されてから文部科学大臣に提出される。この過程を図示すると次のようになります。

図5

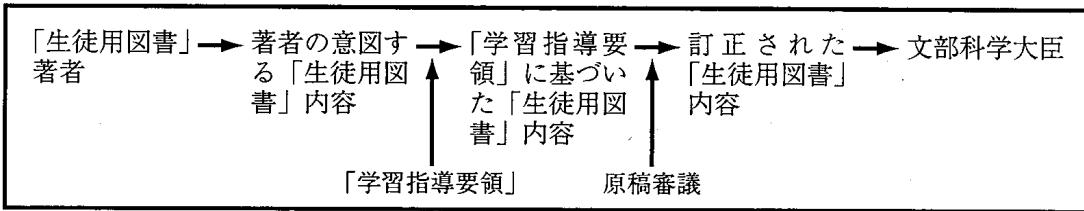


図5により、「生徒用図書」の著者は、原稿審議というノイズの介入によって、著者の意図する「生徒用図書」内容を訂正された「生徒用図書」内容としてコード化されたメッセージとして、文部科学大臣に向けて発信していることが明らかになる。

さらに、文部科学大臣に提出された「生徒用図書」は、文部科学大臣というノイズの介入によって、選ばれた「生徒用図書」内容としてコード化されたメッセージとなり、教科書採択委員会に提出される。以下に図示する。

教科書は誰のものか

図 6

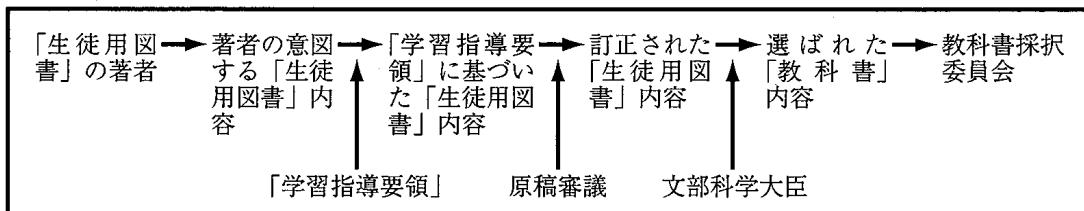


図 6 により、「生徒用図書」の著者は文部科学大臣というノイズの介入によって、著者の意図する「生徒用図書」内容を選ばれた「教科書」内容としてコード化されたメッセージとして、教科書採択委員会に向けて発信していることが明らかになる。

最後に、選ばれた「教科書」は、教科書採択委員会というノイズが介入することによって、採択された「教科書」として学校に届く。以下に図示する。

図 7

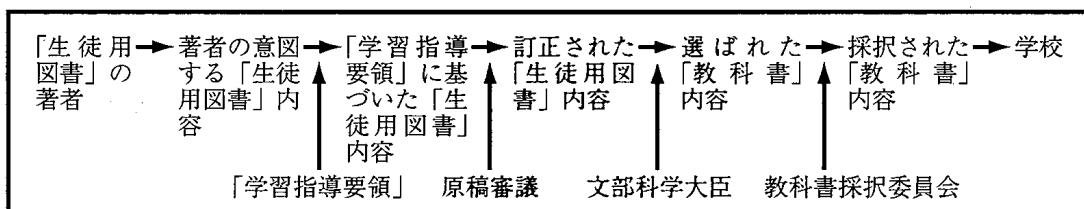


図 7 により、「生徒用図書」の著者は、教科書採択委員会というノイズの介入によって、著者の意図する「生徒用図書」内容を、最終的に採択された「教科書」内容としてコード化されたメッセージを学校に向けて送っていることが明らかになる。

以上の図 3 から図 7 により、「教科書」が作成される過程において成立するコミュニケーションが、「生徒用図書」の著者とそれを受け取る生徒との間において成立しているのではなく、「生徒用図書」の著者と、文部科学省、文部科学省の教科書調査官あるいは教科用図書検定審議会の専門委員、または文部科学省、さらには教科書採択委員会、学校との

間において成立するものであることが明らかになるのである。これらの図から明らかになる＜教科書像＞は、生徒の存在を無視した極めて統治的、権力的、イデオロギー的なものである。

5. おわりに

以上の通り、教科書作成のプロセスをたどっていくと、教科書の著者と生徒との間に、文部科学省や先行教科書研究が提示するコミュニケーション・プロセスは成立していないことが明らかとなる。教科書の著者を情報の送信者とすると、著者の意図する情報内容を実際に受け取る受信者は、文部科学省、教科書調査官あるいは専門委員、文部科学大臣、教科書採択委員、学校とさまざまである。そこに生徒は存在しない。文部科学省、先行教科書研究による＜教科書像＞は、さまざまなノイズの介入によって破綻しているのだ。つまり、教科書とは文部科学省が定義するように＜生徒に向けて作成された図書＞ではなく、教科書制度を統括する文部科学省の意図を盛り込んだ、文部科学省をはじめとして、さまざまな機関に向けられて作成された、いわば＜文部科学省用図書＞であると言うことができるかもしれない。教科書の表面的な素朴さの影には、実際には制作関係者、小中学校教員、大学教員、官僚、教育委員会委員など多くの人物、機関が関わり、そしてそこには膨大な権力のメカニズム、販売のルートなどが隠されているのだ。つまり、教科書作成に関する統治性、イデオロギー制度の働き方は、表面には現れないのである。教科書は、その安い値段、薄い形の中に、実際には国家教育制度の中の様々な差異化のプロセス（制度、権威、教育価値など）を隠しているのである。

付記：本稿は、2002年に札幌大学大学院文化学研究科文化学専攻に修士論文として提出したもの的一部に加筆・再構成したものである。

<参考文献> 著者のabc順

青木一・小川利夫・大槻健・柿沼肇他

1988 『現代教育学事典』、東京：労働旬報社

Cates, Kip A.

1993 "Images and values in Foreign Language Textbooks (1) - An Exploration of Example Problems -" 『鳥取大学教養部紀要』, p.325 – 351.

エーコ、ウンベルト

1980 『記号論 I・II』、池上嘉彦訳、東京：岩波書店（オリジナル版 1976）

1993 『テクストの概念 記号論・意味論・テクスト論への序説』、谷口勇訳、東京：而立書房（オリジナル版 1984）

1993 『物語における読者』、篠原資明訳、東京：青土社（オリジナル版 1979）

堀尾輝久

1971 『現代教育の思想と構造』、東京：岩波書店

細川俊夫・今野喜清・河野重男・奥田正丈

1990 『新教育学大事典』、東京：第一法規出版

柿沼昌芳・永野恒雄編

1998 『教科書論争を超えて 戦後教育の検証4』、東京：批判社
兼子仁

1971 『国民の教育権』、東京：岩波書店

唐澤富太郎

1956 『教科書の歴史：教科書と日本人の形成』、東京：創文社
片岡徳雄著編

1987 『教科書の社会学的研究』、東京：福村出版
川又正之

1998 「非母語話者の英語—中学校英語教材における『変種』の取り扱いについて」、『筑波大学外国語センター 外国語教育論集』、第20号

小林真彦

2001 「英語教科書に見られる言語・文化・民族観」、『社会言語学』 第1
卷

小寺茂明

1986 「中学英語教科書の特徴について」、『大阪教育大学英文学会史』 第31
号, p.141 – 149.

1987a 「中学英語教科書の題材および内容（1）」、『大阪教育大学英文学会

- 史』第32号, p.89–99.
- 1987b 「中学英語教科書の特徴について」『大阪教育大学英文学会史』第32号, p.101–113.
- 1996 『英語教科書と文法教材の研究』, 東京: 大修館書店
- 小森陽一・坂本義和・安丸良一
- 2001 『歴史教科書 何が問題か—徹底研究Q&A』, 東京: 岩波書店
- 子安美知子
- 1980 『ミュンヘンの中学生』, 東京: 朝日新聞社
- 1986 『ミュンヘンの小学生』, 東京: 中央公論社 (中公新書)
- 子安美知子
- 2000 『子どものいのちを育むシュタイナー教育入門』, 東京: 学研 (学研ECO-BOOKS②)
- 牧昌見編
- 1993 『新学校用語辞典』, 東京: ぎょうせいましこひでのり
- 2001 『増補版 イデオロギーとしての「日本」』, 東京: 三元社
- 水越敏行・熱海則夫
- 1995 『新学校教育全集 16 教科書・教材教具』, 東京: ぎょうせい永井憲一
- 1981 『教科書問題を考える』, 東京: 総合労働研究所
- 中村紀久二編
- 1993 『教科書関係文献目録: 1970年–1992年』, 東京: 学校教育研究所
- 中村敬
- 1985 「英語教科書のイデオロギー(1) – 中学校の場合」, 『成城文藝』, 第111号, p.22–64.
- 1990 「総括:『英語教科書問題』」, 『成城文藝』, 第130号, p.1–95.
- 2001 「英語教科書の1世紀81」—『英学史』方法論の再考—, 『成城文藝』, 第173号, p.1–32.
- 2002 「英語教科書の1世紀(2) – 戦後民主主義と英語教科書」, 『成城文藝』, 第177号, p.1–61.
- 奥田真丈・熱海則夫編
- 1980 『現代学校教育全集 14 教科書・教材教具』, 東京: ぎょうせい
- 奥田真丈・河野重男監修
- 1993 『現代学校教育大事典』, 東京: ぎょうせい
- 学校制度を考える会
- 1982 『教科書はもういらない』, 東京: 三一書房
- 佐々木賢
- 1984 『学校を疑う』, 東京: 三一書房

教科書は誰のものか

佐々木賢・松田博公

1986 『果てしない教育?』, 東京: 北斗出版

1992 『教育という謎』, 東京: 北斗出版

下村哲夫

1990 『教育法規を読む』, 東京: 東洋館

出版労連教科書対策委員会編

2002 『教科書問題ハンドブック 今教科書があぶない』, 東京: 日本出版労働組合連合

2002 『教科書レポート 2002』, No.46, 東京: 日本出版労働組合連合

鈴木賢司

2000 「英語教科書と異文化理解」, 『川村学園女子大学研究紀要』, 第11卷第1号, p.41-50.

高嶋伸欣

1994 『教科書はこう書き直された!』, 東京: 講談社

上野清士

1982 『教科書物語—教科書はほんとうに君たちのものか』, 東京: 新泉社

1984 『教科書』, 東京: 現代書館

山住正己

1970 『教科書』, 東京: 岩波書店 (岩波新書)

1989 『学習指導要領と教科書』, 東京: 岩波書店 (岩波ブックレット No.140)

安彦忠彦・新井郁夫・飯長喜一郎

2002 『新版 現代学校教育大事典』, 東京: ぎょうせい

財団法人教科書研究センター

1984 『教科書からみた教育課程の国際比較』, 東京: ぎょうせい

<註>

* 1 エーコ, ウンベルト (1980) 参照

* 2 社会的慣行に基づくものと、法規に基づくものとがあるが、主要なものは法規によって規定されている。

* 3 安彦忠彦他編 (2002), p.344.

* 4 教科書の発行に関する臨時措置法第2条

* 5 安彦忠彦他編 (2002), p.332.

* 6 1947年3月31日に法律第26号として公布され、翌年4月1日に施行された学校教育に関する基本的・総合的な法律。憲法・教育基本法の理念を学校教育の制度と内容に具現したものである。

* 7 学校教育法第40条

* 8 私立中学校では、独自の教科書を併用している場合が多いため、正

確には準義務化と言うべきだろう。

- *9 片岡徳雄著編 (1987), p.47.
- *10 唐澤富太郎 (1956), 山住正己 (1970) 参照
- *11 文部科学省の提示する＜教科書像＞の枠組みを超えた視点からの研究として、以下のものをあげておきたい。藤村正司は、「儀礼的消費メディア」としてみる枠組みを提示する。(片岡徳雄著編 (1987), 所収) ましこひでのりは、教科書を学術書以外の日本論の有り様との共通点を指摘し、「あらかじめ相当量のマーケットが公的権力によって保障されている『大量消費財』」と定義する。(ましこひでのり (2001))
- *12 安彦忠彦他編 (2002), p.340.
- *13 同上, p.340. 教科書の使い方に関する教材研究は④に含めるとする。
- *14 唐澤富太郎 (1956), 山住正己 (1970)
- *15 財団法人教科書センター (1984)
- *16 家永三郎氏による日本史教科書が、教科書検定によってクレームをつけられたことをきっかけとして、教科書検定の実態を暴露し、その違憲性を追及することによって、教科書検定制度の廃止、または抜本的な民主的改革を実現しようとした裁判。
- *17 山住正己 (1970)、堀尾輝久 (1971)、兼子仁 (1971)、永井憲一 (1981)
- *18 山住正己 (1970), 参照
- *19 中村敬 (1985)、Cates, Kip A (1993)、川又正之 (1998)、鈴木賢司 (2000)、中村敬 (2001)、小林真彦 (2001)、中村敬 (2002)
- *20 中村敬 (1985), p.104.
- *21 同上, p.104.
- *22 シュタイナー教育では、その日授業で聞いたことを、家に帰ってから子供たち自身がノートに書いて、ひとりひとりの教科書「エポックノート」を作るという方法をとっている。
- *23 子安美知子 (1980)、子安美知子 (1986)、子安美知子 (2000) 参照
- *24 小寺茂明 (1996)、参照
- *25 教科書内容が生徒に有効な影響を与えるかどうかについては、拙稿「教科書とはどのようなテクストなのか—「生徒用図書」から「バイブル」的テクストへ—」, 『比較文化論叢』13を参照のこと。
- *26 佐々木賢 (1984), p.241.
- *27 佐々木賢 (1984), p.240.
- *28 安彦忠彦他編 (2002), p.332 参照
- *29 同上, p.332.
- *30 文部科学省 中学校学習指導要領 「第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針」

- *31 同上
- *32 文部科学省 新学習指導要領パンフレット（保護者向け）「学習指導要領とは？」参照。文部科学省が「個性」を強調することの意味については、「教育における主体性（仮題）」として発表する予定である。
- *33 文部科学省 「新しい学習指導要領の主なポイント」参照
- *34 同上, 参照
- *35 文部科学省 新学習指導要領パンフレット（保護者向け）「学習指導要領とは？」参照
- *36 「義務教育諸学校教科用図書検定基準」によると、「教科書」として認められる各教科の条件として、「小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領に示す教科及び学年、分野又は言語の『目標』に従い、学習指導要領に示す学年、分野又は言語に『内容』及び『内容の取り扱い』（『指導計画の作成と内容の取り扱い』を含む）に示す事項を不足なく取り上げていること。」とする。
- *37 審議会の専門委員は、大学教授や小・中・高等学校の教員等の中から選ばれる。
- *38 文部科学省公式ホームページ「教科書制度の概要 検定 3、教科書検定の趣旨（1）教科書検定の意義」参照
- *39 文部科学省公式ホームページ「教科書制度の概要 検定 2、教科書検定の必要性」参照
- *40 教科書の発行に関する臨時措置法第2条
- *41 上野清士（1984），参照
- *42 エーコ，ウンベルト（1980），参照